官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第６号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和58年人事院公示第４号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一　（略）	一　（略）
二　人事院規則16―２（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）に規定する次に掲げる事項	二　人事院規則16―２（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）に規定する次に掲げる事項
⑴　（略）	⑴　（略）
（削る）	⑵　第２条の２の規定に基づき、実施機関が船員の平均給与額を算定する場合に日額旅費（当該船員が行政執行法人の職員である場合にあっては、これに相当するもの）又は旅行手当（当該船員が行政執行法人の職員である場合にあっては、これに相当するもの）のうちの一部で人事院が定めることとされているものについて定めること。
⑵　（略）	⑶　（略）
⑶　第６条の２第１項第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。	⑷　第６条の２第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。
⑷　（略）	⑸　（略）